

第4次 てだこ障がい者(児)プラン<改訂版>

第4次浦添市障害者計画・第6期浦添市障害福祉計画・第2期浦添市障害児福祉計画

～ともに支え合い、ともに喜び輝く、てだこの都市まち～



計画の概要

本計画は、平成29年度に策定された『第4次てだこ障がい者プラン』が令和2年度末をもって計画期間満了となるため、この間の取り組みを点検・評価し、国の動きや考え方を踏まえ、『第4次てだこ障がい者(児)プラン<改訂版>』として策定するものです。

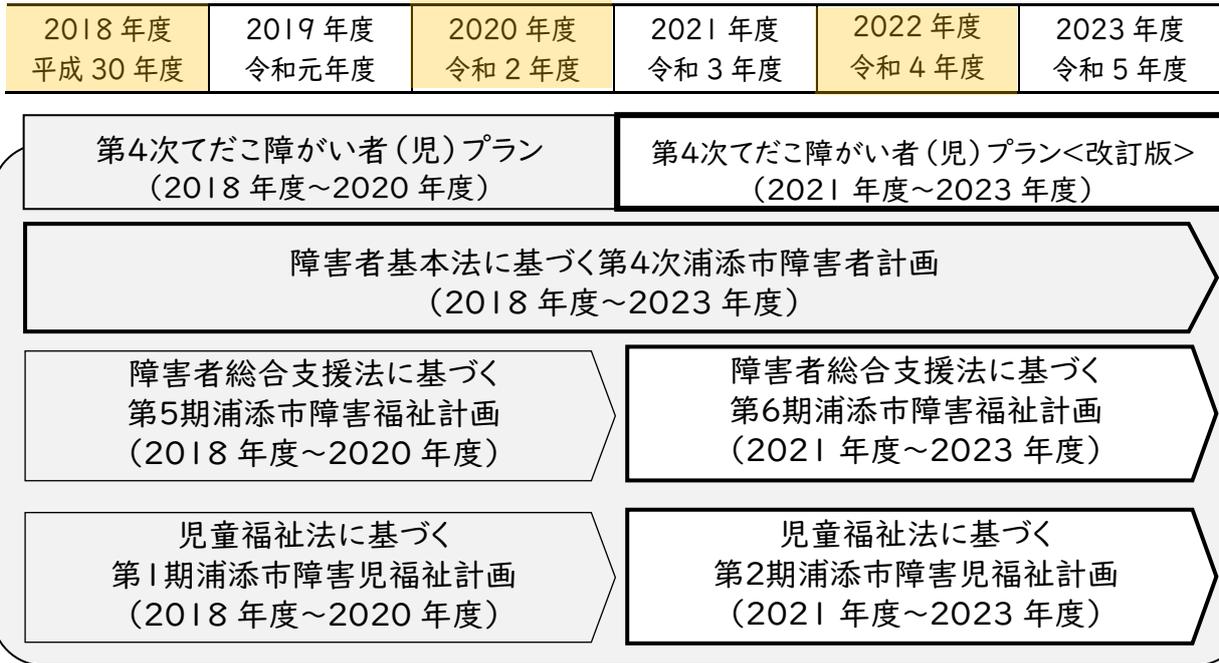
この間の大きな動きとして、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正(令和元年6月)が行われ、国及び地方公共団体は、障がい者雇用に努めることが明確化されています。

さらに、令和2年5月には、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が改正され、基本理念や提供体制の確保に関する考え方等の見直しをはじめ、サービス等提供体制の確保に係る目標の設定についても追加・見直しが行われています。

このような流れを勘案しつつ、本計画においては、「ともに支え合い、ともに喜び輝く、てだこの都市(まち)」の基本理念のもと、6つの基本視点と4つの基本目標、さらに4つの重点施策を設定し、計画を推進していくものとします。

令和3年3月
沖縄県浦添市

◆計画期間



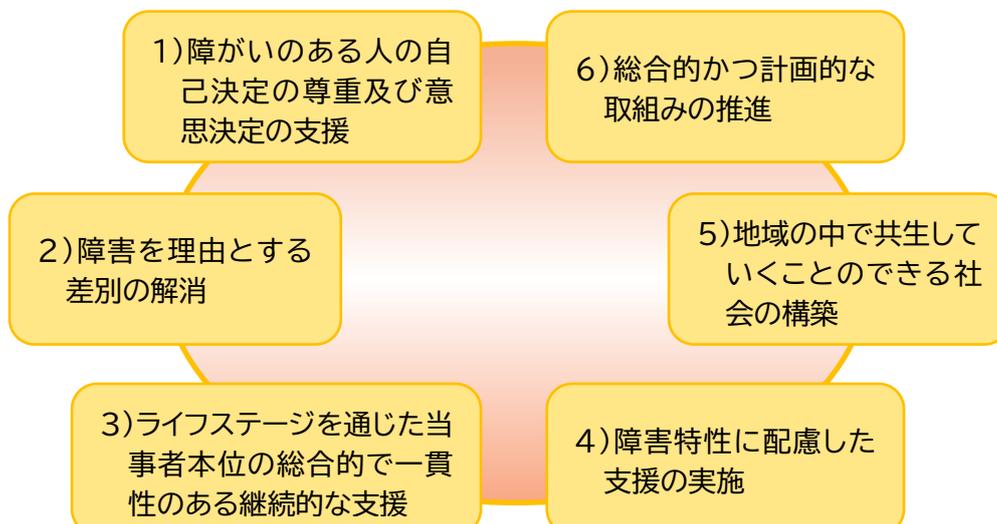
◆基本理念(めざす姿)

ともに支え合い、ともに喜び輝く、てだこの都市^ま_ち

平成12年度に策定された「(第一次)てだこ障害者プラン」では、『人間尊重』を基本理念と定めています。この基本理念は、障害のあるなしにかかわらず、浦添市民一人ひとりが互いを理解し、尊重し合いながら、持てる力を発揮し、自分らしく生きていくことのできる社会の基本となることから、本計画においても、『人間尊重』を引継ぐこととします。

基本理念に基づき、障がい者の「自立」や「社会参加」を実現するとともに、人と人との豊かな関係のもと、安心して暮らすことのできる「共に生きる地域社会」の形成をめざします。

◆基本視点



基本目標

目標1：暮らしを支える生活基盤づくり

どんなに重い障害があっても地域で生活できるよう、暮らしを支える生活基盤の充実をはかります。

障がいのある人が、地域社会の中でいきいきと自立した生活を送るために、自分にあったサービスを主体的に選んだり、生活上での不安や悩みを解消したりできるよう、身近な所での相談や情報提供を行います。また、ライフステージや障害の状態など、個々のニーズに応じた保健・医療・福祉サービスを充実します。加えて、生活の基盤となる住まいの確保や入居支援に努めるとともに、障がい者の権利擁護の体制の強化に取り組み、制度の周知に努めます。

目標2：早期から健やかな成長を継続して支援する体制づくり

早期の段階から健やかな成長を支援するとともに、ライフステージが移行しても支援が引き継がれていくよう、体制づくりをはかります。

生きる力や、それぞれの持つ能力を伸ばすため、発達の遅れや障害などの早期発見、療育体制の充実を進めます。そして、一人ひとりの状態に応じ、乳幼児から、児童生徒へ、さらには学校卒業後の社会生活へつなげるため、一貫した療育・保育・教育が展開できるよう、関係機関や事業所等と連携しながら、健やかな成長を育みます。

目標3：共に働き、活動する環境づくり

障がいを持つ誰もが希望する働き方で働くことができ、社会参加をはかっていくことができる環境づくりを行います。

障がいのある人が、個人の自己決定のもと、生涯を通じて多様な可能性に挑み、自立した暮らしができるよう支援します。社会的にも経済的にも自立するために重要な条件である就労支援の充実を進めます。

地域、スポーツ、芸術文化活動など、様々な活動を通して生きがいと充実感を見だし、自分らしく生活を送ることができるよう、社会参加の拡充を促進します。

目標4：快適で安心なまちづくり、支え合いの心・地域づくり

障害の有無にかかわらず、誰もが地域の中で安心して共に生きていくことのできるよう、人にやさしいまちづくりや支え合いによる地域づくりを行います。

障がいのある人が、地域のなかで自立した生活を送り、社会活動を容易にすることができるよう、バリアの解消に努めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した快適な生活環境基盤の形成を進めます。

さらに、災害時において、障がいのある人が速やかに避難し、必要な支援が受けられるよう体制を充実します。

地域などでの福祉教育や交流活動を通し、市民誰もが障害に対する理解を深め、他人を思いやる心を育み、ともに支えあう地域づくりを進めます。また、障害の有無にかかわらず、市民誰もが気軽に地域づくりへ参加できるよう働きかけるとともに、地域資源や地域ボランティアの活用等を促進し、支え合い活動を支援していきます。

◆施策の体系

基本理念：人間尊重 ～ともに支え合い、ともに喜び輝く、てだこの都市～

障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障害を理由とする差別の解消

ライフステージを通じた当事者本位の総合的で一貫性のある継続的な支援

障害特性に配慮した支援の実施

地域の中で共生していくことのできる社会の構築

総合的かつ計画的な取組みの推進

目標1：暮らしを支える生活基盤づくり

- 方針1 気軽に相談し、わかりやすい必要な情報が得られる体制を強化します
 - (1) 相談体制の整備と機能強化
 - (2) わかりやすい情報提供の発信と手段の工夫
- 方針2 生活を支える保健・福祉サービス等の充実をめざします
 - (1) 生活習慣病等を起因とする障害の発生予防
 - (2) 保健医療関係機関との連携
 - (3) 福祉サービス等の充実
- 方針3 サービスを安心して利用するための権利擁護を充実します
 - (1) 権利擁護の仕組みの充実
- 方針4 多様な住まいの確保に向けた取組みを充実します
 - (1) 居住支援に関する取組みの充実
 - (2) 住宅改修の促進

目標2：早期から健やかな成長を継続して支援する体制づくり

- 方針1 関係機関との連携のもと一貫した支援を充実します
 - (1) 発達の遅れなどの早期発見と成長支援の体制の確立
- 方針2 一人ひとりの能力を引き伸ばす療育・保育・教育を充実します
 - (1) 就学前保育・教育の充実
 - (2) 学校教育等の充実

目標3：共に働き、活動する環境づくり

- 方針1 雇用・就労に向けた取組みを強化します
 - (1) 就労支援の拡充
 - (2) 働く場の確保
 - (3) 家族介護者への支援
- 方針2 地域の担い手として地域活動・社会貢献活動への参加を促進します
 - (1) 地域活動・社会貢献活動への参加促進
- 方針3 学習・スポーツ・文化活動等への参加を促進します
 - (1) 学習・スポーツ・文化活動の充実

目標4：快適で安心なまちづくり、支え合いの心・地域づくり

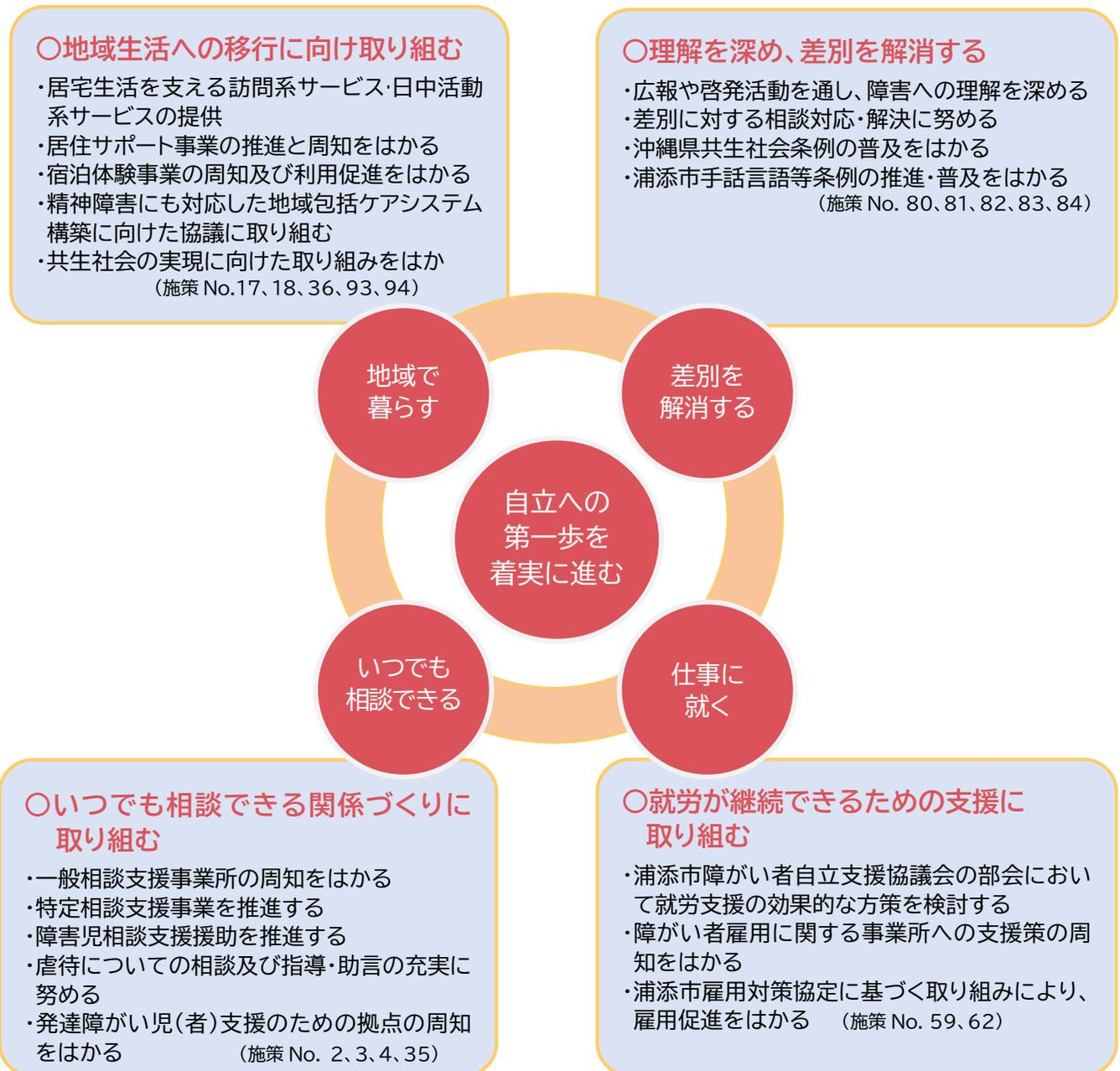
- 方針1 全ての人々が利用・参加しやすい環境整備をめざします
 - (1) 人にやさしい福祉のまちづくりの推進
- 方針2 防犯・災害時等の対応・支援を強化します
 - (1) 防犯・災害時対策等の充実
- 方針3 障害への理解を深める、広報や学習機会を充実します
 - (1) 障害への理解を深める広報・啓発活動の充実
 - (2) 地域などで生涯にわたり学習できる機会の充実
- 方針4 住民による支え合い活動を支援します
 - (1) ボランティアの人材確保と活動への参加促進
 - (2) 障がい者関連団体・機関との連携強化
 - (3) 市民参加による地域での障がい者支援体制の充実強化

◆重点施策

本市では「ともに生きる」福祉のまちづくりに向けて、自立しようとする障がい者が、まず『自立への第一歩』を踏むことができるよう、「相談」・「居住」・「就労」について重点的に取り組んでおり、一定の成果が見られますが、課題もあります。

また、障害者差別解消法や沖縄県の共生社会条例の周知に取り組むとともに、平成 29 年4月より施行された浦添市手話言語等条例の推進・普及に取り組むなど、障害に対する市民の理解、差別の解消をはかっていくことが求められます。

これまでの取り組みを踏襲しつつ、第4次障がい者プラン<改訂版>において特に重点的に取り組む4つの項目を設定しました。



◆重点施策の具体的内容

○地域生活への移行に向け取り組む

施策No. 17:日中活動系サービスの提供

- ・多様な日中活動の場の充実をはかるため、障害福祉サービス事業所との連携のもと、生活介護や療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援といった日中活動系サービスについて、適切なサービスの提供をはかります。
- ・就労定着支援の充実に向け、企業との顔合わせ機会の創出をはかっていくとともに、自立支援協議会の就労部会の場を通し、企業と福祉関係事業所とのネットワークづくりを促進します。

施策No. 18:居住系サービスの提供

- ・居住支援を必要とする障がい者への支援として、浦添市障がい者自立支援協議会等で市内のニーズを確認しながら、引き続き共同生活援助(グループホーム)のサービス拡充に努めるとともに、自立生活援助の利用促進をはかります。
- ・地域移行が困難な障がい者に対し、安心できる生活を確保するため、施設入所支援により、施設において夜間における居住の場の提供をはかります。
- ・共同生活援助について、サービスの質や量の充足状況等について把握していくため、チェック体制・実態把握の方策等を検討していきます。

施策No. 36:居住サポート事業・宿泊体験事業の推進

- ・沖縄県居住支援協議会等の動向を踏まえ、障がい者の地域生活における住まいを円滑に確保できるよう、居住サポート事業(借家さがし・家賃保証・賃貸契約サポート・居住継続支援)の推進と、事業の周知をはかります。併せて、地域や家主等の懸念の解消をはかるなど、理解促進に努めるとともに、ウイークリー・マンション方式の活用等についても、利用者と供給側のニーズを踏まえ、浦添市自立支援協議会との連携のもと、検討を行います。
- ・将来自立生活を目指している障がい者に対し、一人暮らしの不安解消と自立生活の練習を行う宿泊体験事業について、周知及び利用促進をはかります。また、複数名利用を可とすることも含め、宿泊体験事業の利用促進に向けた方策の検討を行います。

施策No. 93:精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議の場の設置

- ・精神障がい者が差別を受けることなく、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるものとし、保健・医療・福祉等の関係者による協議の場の設置を進めます。

施策No. 94:地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

- ・高齢者をはじめ、障がい者や子どもなど全ての住民を対象とした、てだこ・結プラン(第五次浦添市地域福祉計画・第六次浦添市地域福祉活動計画)に基づき、地域住民等の参画による地域の課題解決、見守り・声かけなどの取り組みを関係機関とともに支援し、共に支え合う地域共生社会の実現をめざします。



○いつでも相談できる関係づくりに取り組む

施策No. 2:相談支援事業の推進

- ・障がい者（児）の地域生活、住まい、就労等に関する相談に対応し、適切な支援が行えるよう、一般相談支援事業を推進するとともに、各相談支援事業所の周知に努めます。
- ・浦添市障がい福祉関連複合施設に移転した「浦添市障がい者（児）基幹相談支援センター」について、委託事業者との連携のもと、業務の継続・充実に努め、相談支援事業の推進をはかります。また、移転先や業務内容について、市民・事業者への周知をはかります。
- ・相談支援専門員の相談援助技術の向上をはかるため、浦添市障がい者自立支援協議会への参加を通して技術向上・情報交換を促進するとともに、浦添市障がい者（児）基幹相談支援センターによる勉強会の開催に努めます。
- ・相談支援事業所や地域保健福祉センター、地域の相談員（自治会長・民生委員等）との連携により相談支援を進めます。
- ・既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」について、実施に向けた関係各課との調整及び多機関協働の体制構築等に取り組めます。
※重層的支援体制:属性・世代を問わない相談、地域づくりの実施体制
- ・『重層的支援体制整備事業』の体制構築に向け、地域との連携による支援や複雑化・複合化した課題への対応を円滑に行うことができるよう、障がい者への相談体制を検討していきます。

施策No. 3:サービス等利用計画・障害児相談支援援助の推進

- ・サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成や、支給決定後のモニタリングができるよう、体制充実をはかります。
- ・基幹相談支援センターに配置する主任相談支援専門員等を中心に、浦添市障がい者自立支援協議会においてサービス等利用計画・障害児相談支援援助の評価を行い、適切な利用計画となっているかを確認していく中で、サービスの質や効果について把握を行う方策の検討・実施に努めます。

施策No. 4:発達障がい児（者）の相談窓口の充実

- ・発達障がい児（者）のライフステージに応じ、適切な支援が途切れることなく提供できるよう、発達障がい児（者）支援関係課連絡会議（全体会議）を通じ、引き続き総合的な庁内支援体制の構築をはかるとともに、実務者レベルの連絡会議の継続や、心理士による連携会議を開催していきます。また、ライフステージ移行時における引継ぎ・支援者の変更に際して支援が途切れることのないよう、情報共有のあり方について検討・調整をはかり、具体的な対応（本人または保護者の承諾が得られる仕組みの採用等）を行っていきます。
- ・障がい児（者）等に対する相談支援体制の強化や効果的な早期支援及び継続支援の実現をめざして整備された『浦添市障がい福祉関連複合施設』の周知・活用促進をはかります。

施策No. 35:虐待防止に向けた相談・支援体制の確立

- ・浦添市障害者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待防止に向けた取り組みの推進及び関係機関との連携強化をはかるとともに、市民に対し、相談・支援窓口である浦添市障害者虐待防止センターの周知をはかります。



○就労が継続できるための支援に取り組む

施策No. 59:相談機能の充実

- ・障害に応じた就業相談等が行えるよう、相談支援事業所の活用促進をはかります。
- ・浦添市障がい者自立支援協議会就労支援部会において、障がい者の就労支援にかかる方策等について、協議をはかるとともに、就労に関する行政各課や関係機関との情報交換、個別的就労支援の検討や事例研究を実施し、ネットワーク作りに努めます。
- ・市及び沖縄労働局間で締結した「浦添市雇用対策協定」に基づく「雇用対策協定運営協議会」により、ハローワークと関係各課の協議・連携を継続するとともに、障害者就業・生活支援センター等の外部機関との連携強化を行うなど、市民の雇用・就労支援をはかるための総合的な就労支援を進めます。



施策No. 62:一般就労への支援

- ・障がい者の就労支援に向けた取り組みを強化します。
- ・一般企業に対し、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度について、各種情報媒体を用いて周知をはかるとともに、障がい者を理由とする差別禁止の啓発及び待遇向上に向けた理解促進をはかります。また、市内の企業や公的機関等での障がい者雇用の好事例の収集・発信を行っていくなど、障がい者雇用への理解促進に努めます。
- ・「浦添市雇用対策協定」に基づく「雇用対策協定運営協議会」をはじめ、商工会議所やハローワーク、特別支援学校、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、事業所への障がい者雇用の要請活動を行い雇用の促進に努めます。さらに、より効果的な要請活動のあり方について検討を行います。
- ・職場で働くことが難しい障がい者の就業機会を確保するため、多様な働き方の取り組みとして「テレワーク（在宅勤務）」を推進し、障がい者が働きやすい環境整備に努めます。さらに、近年急速に社会に浸透したテレワークが障がい者雇用につながった事例等の収集・発信に努めます。
- ・トライアル雇用制度、職場適応援助者（ジョブコーチ）制度、職親制度、障害者雇用納付金制度等、障がい者の雇用に関する事業所への支援策の周知をはかり、活用促進に努めます。また、障がい者の就労定着を支援する効果的な方策を検討するため、浦添市障がい者自立支援協議会を中心に他の自治体が行っているジョブサポーター制度の調査・研究を行い、実施に向けた検討を行います。
- ・一般就労の充実に向けて、浦添市障がい者自立支援協議会就労部会などの場を通し、障がい者雇用の当事者（求職者、企業、事業所）と関係部署等との意見交換の機会を設けます。

○理解を深め、差別を解消する

施策No. 80:市民理解に向けた市広報誌等の充実

- ・市民全てが、身体・知的・精神障害をはじめ、難病、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう、内部障害等について正しく理解していくことができるよう、市の広報誌や市ホームページ等で効果的かつ継続的に障害に関する記事の掲載を進めます。

施策No. 81:イベントや行事を活用した啓発活動の充実

- ・でだこまつりや市民イベントへの障がい者団体等の参加を促進します。
- ・発達障がいや障がいのある方の特性や合理的配慮等について、市民等が理解を深めていくことができるよう、4月の発達障がい啓発週間及び9月の障害者雇用支援月間、12月の障害者週間において、障害福祉サービス事業所、障がい者団体の展示会等のイベントを実施し、市民への啓発をはかります。

施策No. 82:地域精神保健講演会の充実

- ・地域で心の病気や障害に対する理解を深めてもらうために、地域精神保健講演会を実施します。

施策No. 83: 沖縄県共生社会条例等の普及

- ・障がいのある人もない人も等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参画できる共生社会の実現をめざすため、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例(共生社会条例)」の周知をはかります。あわせて、「障害者差別解消法」の周知をはかるなど、差別の解消に向けた取組みを推進します。
- ・浦添市障がい者(児)基幹相談支援センター及び一般相談支援事業所において、障害を理由とする差別等に関する相談に対応します。
- ・共生社会条例等の周知に向け、地域生活支援事業の中の「理解促進研修・啓発事業」により、各種啓発イベント等の実施をはかります。また、そうした中で障がい者をサポートしていくことについて、意識の醸成をはかります。

施策No. 84: 浦添市手話言語等条例の推進・普及

- ・手話言語等コミュニケーション手段の理解及び利用促進をはかり、合理的配慮や環境整備をはかるために制定された「浦添市手話言語等コミュニケーション手段の利用促進に関する条例」について、当事者をはじめ、広く市民に周知し、意思を伝え合う権利が尊重される社会を推進します。

◆障害福祉サービス利用見込み量

サービス種別	R1年度 利用者数	R3年度 見込み	R4年度 見込み	R5年度 見込み
①居宅介護(ホームヘルプ) 【対象:身・知・精・難・児】	242人	262人	272人	282人
②重度訪問介護 【対象:身・知・精・難・児】	11人	12人	13人	13人
③行動援護 【対象:知・精・児】	8人	10人	10人	10人
④同行援護 【対象:身・難(視覚障害)】	39人	42人	42人	42人
⑤重度障害者等包括支援 【対象:身・知・精・難】	0人	0人	0人	0人
⑥生活介護 【対象:身・知・精・難】	274人	294人	304人	314人
⑦自立訓練(機能訓練) 【対象:身・難】	0人	2人	2人	2人
⑧自立訓練(生活訓練) 【対象:知・精】	55人	57人	58人	59人
⑨就労移行支援 【対象:身・知・精・難】	37人	43人	43人	43人
⑩就労継続支援A型(雇用型) 【対象:身・知・精・難】	126人	128人	128人	128人
⑪就労継続支援B型(非雇用型) 【対象:身・知・精・難】	320人	320人	330人	330人
⑫就労定着支援	18人	18人	19人	20人
⑬短期入所(福祉型) 【対象:身・知・精・難・児】	73人	73人	73人	73人
⑭短期入所(医療型) 【対象:身・知・精・難・児】	3人	4人	4人	4人

⑮療養介護 【対象:※1】	39人分	39人分	40人分	40人分
⑯自立生活援助	0人	1人	1人	1人
⑰共同生活援助(グループホーム) 【対象:知・精・難】	69人分	58人分	59人分	59人分
⑱施設入所支援 【対象:身・知・精・難】	126人分	123人分	122人分	121人分

対象欄の見方:「身」=身体障がい者、「知」=知的障がい者、「精」=精神障がい者、「難」=難病患者(児)、「児」=障がい児
※1:⑭療養介護は、気管切開を伴う人工呼吸器使用者で区分6、筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者で区分5以上

◆相談支援サービス利用見込み量

サービス種別	R1年度 利用者数	R3年度 見込み	R4年度 見込み	R5年度 見込み
①計画相談支援	300人分	310人分	320人分	330人分
②地域移行支援	1人分	4人分	7人分	10人分
③地域定着支援	0人分	0人分	1人分	1人分

◆児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービス利用見込み量

サービス種別	R1年度 実績	R3年度 見込み	R4年度 見込み	R5年度 見込み
①児童発達支援	188人/ 1,962人日	200人/ 2,000人日	210人/ 2,020人日	220人/ 2,040人日
②医療型児童発達支援	4人/48人日	5人/65人日	6人/75人日	6人/75人日
③放課後等デイサービス	402人/ 5,464人日	420人/ 5,490人日	430人/ 5,503人日	440人/ 5,516人日
④保育所等訪問支援	1人/ 2人日	7人/ 10人日	8人/ 11人日	9人/ 12人日
⑤居宅訪問型児童発達支援	0人/0人日	0人/0人日	0人/0人日	0人/0人日
⑥障がい児相談支援	130人分	130人分	140人分	150人分
⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援 を調整するコーディネーターの配置	0人	1人	2人	3人

◆地域生活支援事業の見込み量

サービス種別	R1年度 実績	R3年度 見込み	R4年度 見込み	R5年度 見込み
(1)理解促進研修・啓発事業	1件/360人	1件/345人	1件/360人	1件/380人
(2)自発的活動支援事業	3件/473人	4件/490人	4件/490人	4件/490人
(3)相談支援事業				
①障害者相談支援事業	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
②基幹相談支援センター等 機能強化事業	1箇所/ 225人	1箇所/ 200人	1箇所/ 200人	1箇所/ 200人

③住宅入居等支援事業	5箇所/20人	5箇所/22人	5箇所/22人	5箇所/22人
(4)成年後見制度利用支援事業	1人	5人	5人	5人
(5)成年後見制度法人後見支援事業	0箇所/0人	0箇所/0人	1箇所/2人	1箇所/2人
(6)意思疎通支援事業				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	974人	860人	870人	870人
②手話通訳者設置事業	1人	2人	2人	2人
(7)日常生活用具給付等事業				
①介護訓練支援用具	9件	15件	16件	17件
②自立生活支援用具	24件	34件	36件	38件
③在宅療養等支援用具	22件	21件	22件	23件
④情報・意思疎通支援用具	33件	28件	29件	30件
⑤排泄管理支援用具	1,779件	1,870件	1,870件	1,960件
⑥住宅改修費	1件	1件	1件	1件
(8)手話奉仕員養成研修事業	11人	13人	15人	14人
(9)移動支援事業	380人	439人	461人	461人
(10)地域活動支援センター機能強化事業	2箇所/228人	2箇所/240人	2箇所/240人	2箇所/240人
(11)日中一時支援事業	39人	45人	45人	45人
(12)巡回支援専門員整備	155人	155人	160人	165人
(13)スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	1,103人	1,050人	1,050人	1,050人
(14)文化芸術活動振興事業	280人	190人	190人	190人
(15)点字・声の広報等発行事業	112人	130人	130人	130人
(16)奉仕員養成研修	44人	45人	45人	45人
(17)障害者虐待防止対策事業	1人	1人	1人	1人
(18)発達障害児者及び家族等支援事業	—	0回	0回	1回

◆子ども・子育て支援等における配慮が必要な子どもの利用について体制整備 見込み量

サービス種別	R1年度実績	R3年度見込み	R4年度見込み	R5年度見込み
保育所	80人	78人	78人	78人
認定こども園	40人	68人	86人	86人
放課後児童健全育成事業	98人	235人	235人	235人
幼稚園	36人	23人	0人	0人

◆障がい者（児）基幹相談支援センター及び相談支援事業所の紹介

障がい者（児）基幹相談支援センター 「てだこの森」

開所日：月～金（8：30～17：15）

連絡先：浦添市牧港4-5-10

（ピアラルうらそえ3・4階）

TEL/942-7601 FAX/942-7800

内 容：総合相談・専門相談、地域の相談支援体制の強化の取組み等



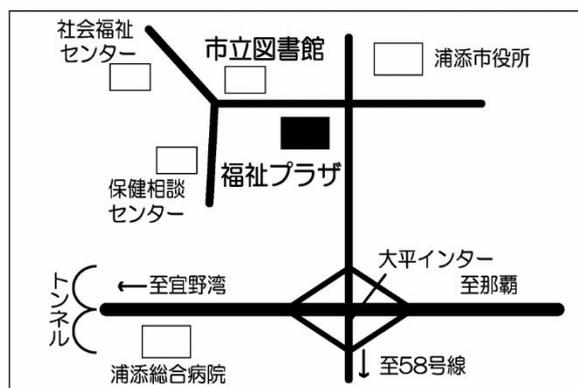
ピアサポートセンター ほると

開所日：月～金（9：30～17：00）

連絡先：浦添市仲間1-1-2（浦添市福祉プラザ内）

TEL：FAX/879-7565

内 容：主に身体障がい者及びその家族等に対する相談支援等。



生活支援センター あおぞら

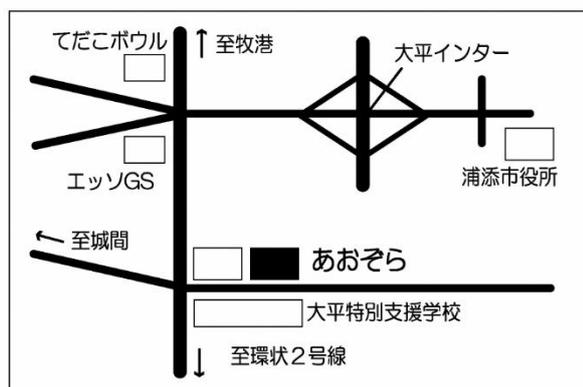
開所日：月～金（9：00～18：00）

土（10：00～18：00）

連絡先：浦添市大平1-23-13

TEL/879-6644 FAX/879-6654

内 容：主に精神障がい児（者）及びその家族等に対する相談支援等。



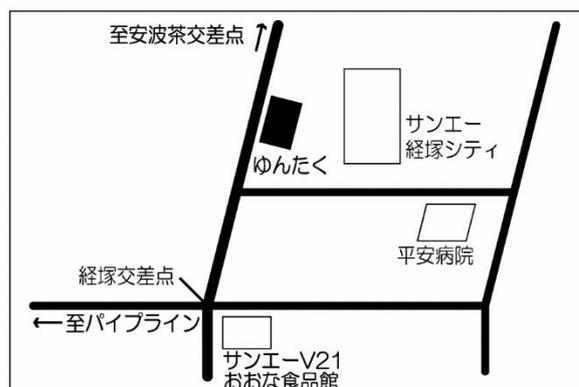
相談支援事業所 ゆんたく

開所日：月～金（9：00～17：00）

連絡先：経塚633番地 メディカルプラザ3F

TEL/870-4789 FAX/870-4788

内 容：主に精神障がい児（者）及びその家族等に対する相談支援等。



発行：令和3年3月 浦添市役所 福祉健康部 福祉総務課/障がい福祉課

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号

電話 098-876-1234(代表)